落　札

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。
令和７年６月13日　支出負担行為担当官　環境省大臣官房会計課長　成田　浩司
（東京都千代田区霞が関１－２－２）

［掲載順序］
①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　021　◎所在地番号　13
①73　②令和７年度環境再生事業等の理解醸成等に向けたイベント企画運営業務　③購入等　④一般　⑤ 7. 4. 2　⑥株式会社産業経済新聞社（東京都千代田区大手町１丁目７番２号）　⑦87,998,900円　⑧ 7. 2. 7　⑪総合評価

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。
令和７年６月13日
分任支出負担行為担当官　防衛装備庁調達事業部総括装備調達官　浅見　智宏
（東京都新宿区市谷本村町５－１）

［掲載順序］
①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
①５　②燃料だ管（急速かん脱装置用）20ＥＡ　③購入等　④随意　⑤ 7. 3. 31　⑥株式会社バルカー　東京都品川区大崎二丁目１番１号　⑦29,700,000円　⑧ 7. 2. 3　⑨ａ「不落」　⑪最低価格

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。
令和７年６月13日　契約担当役　独立行政法人統計センター　理事長　佐伯　修司
（東京都新宿区若松町19番１号）

［掲載順序］
①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　560　◎所在地番号　13
①71、27　②政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査の導入支援　一式　③購入等　④一般　⑤ 7. 3. 24　⑥株式会社ＣＩＪ　神奈川県横浜市西区高島１丁目２番５号　⑦48,708,000円　⑧ 6. 12. 27　⑪総合評価　⑫59,360,400円
①71、27　②汎用集計システムの導入に関連する支援業務　一式　③購入等　④一般　⑤ 7. 3. 28　⑥株式会社ＣＩＪ　神奈川県横浜市西区高島１丁目２番５号　⑦54,938,400円　⑧ 6. 12. 27　⑪総合評価　⑫70,000,000円
①71、27　②統計作成に係るプログラム開発等の支援　一式　③購入等　④一般　⑤ 7. 4. 11　⑥株式会社グリフィン　東京都千代田区神田司町２丁目13番地　⑦62,073,000円　⑧ 7. 1. 20　⑪総合評価　⑫65,013,300円
①71、27　②政府統計共同利用システムのシステム更改に関する調査研究　一式　③購入等　④一般　⑤ 7. 4. 16　⑥日本電気株式会社　東京都港区芝五丁目７－１　⑦110,000,000円　⑧ 7. 1. 16　⑪総合評価　⑫121,000,000円

報　告

政府調達に関する協定に基づく公表

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が令和４年２月、令和５年６月及び令和７年１月に改正されていることから、政府調達に関する協定の規定に基づき、関係手続きの改正を次のとおり公表する。
令和７年６月13日
日本電信電話株式会社
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
◎調達機関番号　109、125、126
◎所在地番号　13、27
政府調達に関する協定の適用を受ける物品等及び建設サービスの調達手続きに関する事務の取扱いについて
１　趣旨　本手続きは、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）を実施するにあたり、日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）が行う調達のうち、改正協定の適用を受ける物品等及び建設サービスの調達手続きに関する事務の取扱いについて公表するものである。
２　定義　この手続きにおいて用いる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
イ　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。
ロ　建設サービス　改正協定の附属書Ｉ日本国の付表６に掲げる建設工事をいう。
ハ　調達契約　物品等又は建設サービスの調達のために締結される契約をいう。
ニ　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは建設サービス又は同一の種類の二以上の物品等若しくは建設サービスの調達のために締結される二以上の調達契約をいう。
３　適用範囲
⑴　この手続きは、調達契約のうち、調達予定価額が、次に定める額以上で改正協定の対象となるもの（以下「対象契約」という。）について適用する。なお、改正協定及び附属書Ｉ日本国付表の規定により適用範囲から除外されている調達については、本手続きを適用しない。
イ　物品等の調達契約　改正協定の附属書Ｉ日本国の付表３（注釈を含む）に掲げる産品に係る基準額
ロ　建設サービスの調達契約　改正協定の附属書Ｉ日本国の付表３（注釈を含む）に掲げる建設サービスに係る基準額
⑵　⑴の調達予定価額の算定にあたっては、単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該調達契約が締結される会計年度又は締結後12ヶ月の間における一連の調達契約の予定価額の合計とする。
４　契約の方式　対象契約の締結をする場合においては、官報により公告して当該調達契約の入札に参加しようとする者の申し込みを受けて、入札の方法による競争（以下「一般競争入札」という。）による。
５　競争参加資格等
⑴　一般競争入札による対象契約の締結が見込まれるときは、一般競争入札に参加するための基本的要件について、官報により公示を行うとともに、入札説明書に記載するものとする。